

平成 26 年 5 月 27 日

各 位

神奈川県川崎市高津区坂戸 3-2-1
オンコセラピー・サイエンス株式会社
代表取締役社長 角田 卓也
(コード番号 4564 東証マザーズ)
(問い合わせ先) 取締役管理本部長 山本 和男
電話番号 044-820-8251

民事訴訟終了のお知らせ

当社が、平成 22 年 12 月 8 日付「訴訟の提起に関するお知らせ」にてお伝えいたしました株式会社朝日新聞社他 2 名に対する訴訟について、平成 26 年 5 月 12 日付「訴訟の判決に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、東京地方裁判所より当社らの請求を棄却する判決の言い渡しを受けました。当社は、下記のとおり、東京高等裁判所への控訴をせず、終結させることといたしました。

記

1. 理由

(1) 当社の主張について、一定の評価を得られました。

判決文において「本件各記事における事実摘示又は論評が記載された基本的主旨との関係において、これらの摘示事実等の記載をすることの趣旨が必ずしも明確とはいえないとする見方や、それとの関係も含め当該記載をすることの必要性に疑問を呈する見方もあり得ると考えられるところであり、このことに加えて本件各記事に見られる抽象的ないし多義的なものを含む個々の文言や文章を記事全体の一連の流れとして見た場合の全体的なニュアンス等をも踏まえた上で、上記の摘示事実等を読んだ場合には、原告らが主張するような読み方をする者が生ずる可能性も十分にあり得ると考えられるところである」との記載から、当社主張について、一定の評価を得られたと受け止めております。

(2) 当社の名誉が棄損されたことには当たらないと判断されました。

判決文において「仮に本件各記事においてその内容を誤解する読者がいたとしても、そのことをもって原告らの名誉が毀損されたということとはできない」という旨の記載があり、当社の名誉が棄損されたことには当たらないと判断されました。

当社への直接取材が全くないまま報道されたものであり、記事における摘示事実については、当社は報道された臨床研究に全く関係していないことなど重要な部分において真実であるとは言えませんし、確実な資料、根拠に基づくものではないことを主張しました。判決文において記事の妥当性についての判断が一切行われていない点につきまして、当社といたしましては、到底承服できかねる判決ではあります。また、この報道によりがん患者さんならびにご家族に多大なご心労、ご心配をおかけしたことも事実です。しかし、第一審判決にいたるまでに提訴から約 3 年半もの歳月を要しており、これ以上裁判を長期化させることよりも、役員・社員一丸となって、「有効性が高く、より副作用の少ないがん治療薬・治療法を一日も早くがんに苦しむ患者さんに届けること、がんとの闘いに勝つ」という企業使命の実現に邁進することこそが、当社の理念に適うものと考えました。

2. 今後の見通し

訴訟結果による当社業績への影響はございません。

以 上